

第5章 港湾（航路、泊地、船だまり）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- | | |
|--------|--------------------|
| 日本港湾協会 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 |
| 日本港湾協会 | 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 |

第3節 浚渫工

5-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-3-2 ポンプ浚渫工

1. ポンプ浚渫
ポンプ浚渫の施工については、第7編4-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
2. 排砂管設備
排砂管設備の施工については、第7編4-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

5-3-3 グラブ浚渫工

1. グラブ浚渫
グラブ浚渫の施工については、第7編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
2. 土運船運搬
土運船運搬の施工については、第7編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

5-3-4 硬土盤浚渫工

1. 硬土盤浚渫
硬土盤浚渫の施工については、第7編4-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。
2. 土運船運搬
土運船運搬の施工については、第7編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

ものとする。

5-3-5 岩盤浚渫工

1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第7編4-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第7編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

5-3-6 バックホウ浚渫工

1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第7編4-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第7編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第7編第4章第4節土捨工の規定によるものとする。

第5節 埋立工

5-5-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
3. 請負者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

5-5-2 余水吐工

1. 余水吐

(1) 余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 請負者は、余水吐の機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

5-5-3 固化工

固化工の施工については第7編4-3-8固化工の規定によるものとする。

5-5-4 埋立工

1. ポンプ土取

(1) ポンプ土取の施工については、第7編4-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

(2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

2. グラブ土取

- (1) グラブ土取の施工については、第7編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. ガット土取

- (1) ガット土取の施工については、第7編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

5-5-5 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第7編4-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

5-5-6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第7編4-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

5-5-7 揚土埋立工

1. バージアンローダー揚土

バージアンローダー揚土の施工については、第7編4-3-2、8. バージアンローダー揚土の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第7編4-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第7編4-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第7編4-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。

5-5-8 埋立土工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第7編4-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第7編4-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

第6章 港湾（防波堤、防砂堤、導流堤）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 防波堤、防砂堤、導流堤

6-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

6-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

6-3-3 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

6-3-4 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

6-3-5 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

6-3-6 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第7編第4章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

6-3-7 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第7編第4章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

6-3-8 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第7編第4章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

6-3-9 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第7編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

6-3-10 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第7編第4章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

6-3-11 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

6-3-12 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

6-3-13 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

6-3-14 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

6-3-15 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

6-3-16 雑工

雑工の施工については、第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第7章 港湾（防潮堤）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体内工（ケーソン式）、本体内工（ブロック式）、本体内工（場所打式）、本体内工（鋼矢板式）、本体内工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説
日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 防潮堤

7-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

7-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

7-3-3 本体内工（ケーソン式）

本体内工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体内工（ケーソン式）の規定によるものとする。

7-3-4 本体内工（ブロック式）

本体内工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体内工（ブロック式）の規定によるものとする。

7-3-5 本体内工（場所打式）

本体内工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体内工（場所打式）の規定によるものとする。

7-3-6 本体内工（鋼矢板式）

本体内工（鋼矢板式）の施工については、第7編第4章第11節本体内工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

7-3-7 本体内工（コンクリート矢板式）

本体内工（コンクリート矢板式）の施工については、第7編第4章第12節本体内工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

7-3-8 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

7-3-9 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

7-3-10 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

7-3-11 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第7編第4章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

7-3-12 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

7-3-13 舗装工

舗装工の施工については、第7編第4章第22節舗装工の規定によるものとする。

7-3-14 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

7-3-15 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

7-3-16 仮設工

仮設工の施工については、第7編第4章第25節仮設工の規定によるものとする。

7-3-17 雑工

雑工の施工については第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第8章 港湾（護岸、岸壁、物揚場）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 護岸、岸壁、物揚場

8-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

8-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

8-3-3 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

8-3-4 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

8-3-5 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

8-3-6 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第7編第4章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

8-3-7 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第7編第4章第11節本体工（鋼矢板式）の

規定によるものとする。

8-3-8 本土工（コンクリート矢板式）

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第7編第4章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

8-3-9 本土工（鋼杭式）

本土工（鋼杭式）の施工については、第7編第4章第13節本土工（鋼杭式）の規定によるものとする。

8-3-10 本土工（コンクリート杭式）

本土工（コンクリート杭式）の施工については、第7編第4章第14節本土工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

8-3-11 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

8-3-12 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

8-3-13 付属工

付属工の施工については、第7編第4章第17節付属工の規定によるものとする。

8-3-14 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

8-3-15 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第7編第4章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

8-3-16 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第7編第4章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

8-3-17 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

8-3-18 舗装工

舗装工の施工については、第7編第4章第22節舗装工の規定によるものとする。

8-3-19 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

8-3-20 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

8-3-21 仮設工

仮設工の施工については、第7編第4章第25節仮設工の規定によるものとする。

8-3-22 雑工

雑工の施工については第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第9章 港湾（棧橋、係船杭）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説
日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 棧橋、係船杭

9-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

9-3-2 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第7編第4章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

9-3-3 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第7編第4章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

9-3-4 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

9-3-5 付属工

付属工の施工については、第7編第4章第17節付属工の規定によるものとする。

9-3-6 舗装工

舗装工の施工については、第7編第4章第22節舗装工の規定によるものとする。

9-3-7 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

9-3-8 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

9-3-9 雑工

雑工の施工については第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第10章 港湾（臨港道路）

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（臨港道路）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

- | | |
|--------|--------------------|
| 日本港湾協会 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 |
| 日本港湾協会 | 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 |

第3節 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

第4節 道路舗装工

10-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工における、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-4-2 道路付属工

1. 縁石
 - (1) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。
 - (2) 目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。
2. 区画線及び道路標示

標示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。
3. 道路標識
 - (1) 設置位置は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。
4. 防護柵

請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、**設計図書**に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

第5節 緑地工

10-5-1 一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-5-2 植生工

植生工の施工については、第1編2-3-7植生工の規定によるものとする。

第11章 海岸（堤防、防潮堤、護岸）

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 堤防、防潮堤、護岸

11-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

11-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

11-3-3 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

11-3-4 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

11-3-5 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

11-3-6 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第7編第4章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

11-3-7 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第7編第4章第12節本体工（コ

ンクリート矢板式)の規定によるものとする。

11-3-8 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

11-3-9 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

11-3-10 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

11-3-11 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第7編第4章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

11-3-12 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第7編第4章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

11-3-13 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

11-3-14 舗装工

舗装工の施工については、第7編第4章第22節舗装工の規定によるものとする。

11-3-15 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

11-3-16 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

11-3-17 仮設工

仮設工の施工については、第7編第4章第25節仮設工の規定によるものとする。

11-3-18 雑工

雑工の施工については、第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第12章 海岸（突堤）

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 突堤

12-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

12-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

12-3-3 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

12-3-4 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

12-3-5 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

12-3-6 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第7編第4章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

12-3-7 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第7編第4章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

12-3-8 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第7編第4章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

12-3-9 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第7編第4章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

12-3-10 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第7編第4章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

12-3-11 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

12-3-12 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

12-3-13 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

12-3-14 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第7編第4章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

12-3-15 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

12-3-16 舗装工

舗装工の施工については、第7編第4章第22節舗装工の規定によるものとする。

12-3-17 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

12-3-18 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

12-3-19 仮設工

仮設工の施工については、第7編第4章第25節仮設工の規定によるものとする。

12-3-20 雑工

雑工の施工については、第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第13章 海岸（離岸堤）

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 離岸堤

13-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

13-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

13-3-3 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第7編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

13-3-4 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第7編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

13-3-5 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第7編第4章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

13-3-6 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第7編第4章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

13-3-7 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第7編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

13-3-8 上部工

上部工の施工については、第7編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

13-3-9 消波工

消波工の施工については、第7編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

13-3-10 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第14章 海岸（樋門・水（閘）門）

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（樋門・水（閘）門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 樋門・水（閘）門

14-3-1 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第7編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

14-3-2 基礎工

基礎工の施工については、第7編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

14-3-3 付属工

付属工の施工については、第7編第4章第17節付属工の規定によるものとする。

14-3-4 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。

14-3-5 維持補修工

維持補修工の施工については、第7編第4章第23節維持補修工の規定によるものとする。

14-3-6 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第7編第4章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

14-3-7 仮設工

仮設工の施工については、第7編第4章第25節仮設工の規定によるものとする。

14-3-8 雑工

雑工の施工については、第7編第4章第26節雑工の規定によるものとする。

第15章 海岸（養浜）

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 養浜

15-3-1 土捨工

土捨工の施工については、第7編第4章第4節土捨工の規定によるものとする。

15-3-2 土工

土工の施工については、第7編第4章第21節土工の規定によるものとする。